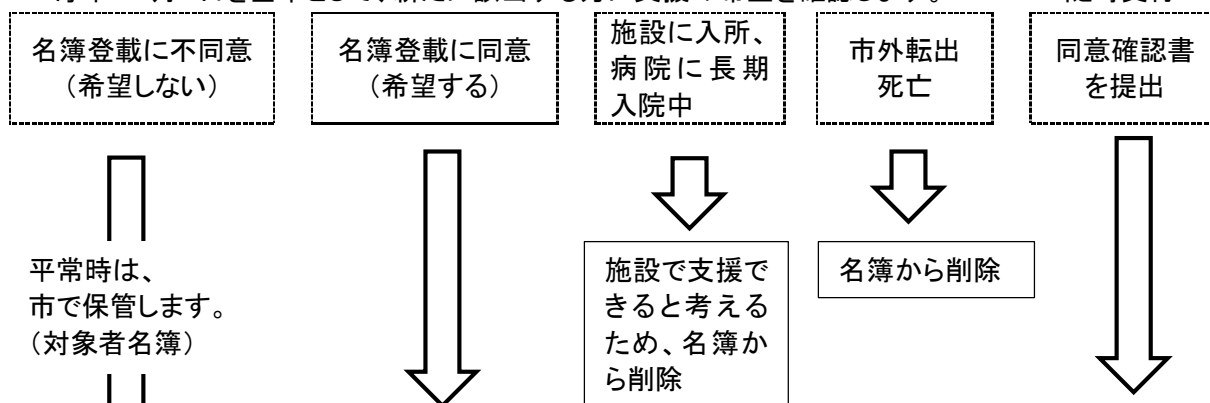


鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度のしくみ

避難行動要支援者名簿の対象者

①高齢者 ・65歳以上のひとり暮らし ・65歳以上の夫婦だけで暮らしている方 など	②要介護、障がい、難病患者 ・一定以上の障がい等級 ・要介護3～5の認定 など	③その他、支援を必要とする方
--	---	----------------

← 毎年12月1日を基準として、新たに該当する方に支援の希望を確認します。 → ← 随時受付 →



平常時の見守り、災害時の避難支援などに使用する同意者名簿の提供体制

名簿を提供する時期	毎年6月頃から随時
名簿を提供する団体	・名簿の提供を希望し、居住する地域で支援活動を行う自治会等 ・民生委員児童委員(区域担当) ・地域包括支援センター、地区社会福祉協議会など
名簿に登載される情報	氏名、フリガナ、年齢、世帯区分、電話番号、住所、対象区分(高齢者、障がい者、介護保険、難病患者など)
その他、提供する資料	・同意・不同意確認書の写し(避難することが難しい理由、避難時に配慮してほしいことなど) ・支援を希望した要支援者の自治会地図

声かけ・見守り・パトロール・避難訓練・サロン交流など
 ※ 活動内容は、地域の実情・取組によって異なります。(それぞれの自治会が自主的に取り組みます。)

災害時などの緊急時の対応について

災害などの規模や状況により、本人の同意の有無に関わらず、市が管理している対象者名簿を安否確認や避難支援に使用することがあります。